

再処理等拠出金法案の成立について

2016年5月11日
電気事業連合会
会長 八木 誠

本日、再処理等拠出金法案が成立した。

同法案は、電力小売全面自由化や原子力依存度低減等の新たな事業環境下においても、国策である使用済燃料の再処理等が着実かつ効率的に実施される仕組みを整備することを目的としたものと承知している。

今後、資金の安定的確保を目的とした拠出金制度の導入、再処理等事業を着実かつ効率的に実施する主体としての認可法人（使用済燃料再処理機構）の設立、適正なガバナンスの観点からの認可法人の意思決定機関（運営委員会）の設置ならびに国の事業等への一定の関与、といった一連の制度措置が具体化されていくものと認識している。

また、法案では、使用済燃料再処理機構が原子炉等規制法に規定する再処理事業者等に再処理等の実施を委託できるとされている。

私ども原子力事業者としては、事業環境が大きく変化する中においても、使用済燃料を発生させている責任を認識し、その責任を果たすため、本法の趣旨に基づき、再処理等に必要となる資金を拠出することはもとより、使用済燃料再処理機構の設立にあたって、原子力事業者として求められる協力を積極的に応じていく所存。また、新たな制度下においても、これまでと変わることなく、立地地域をはじめ広く皆さまのご理解を賜りながら、引き続き、日本原燃とともに再処理事業等を着実に推進してまいりたい。

以上